

ASBJが企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」を公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、基準諮問会議の提言を受けて、平成27年12月に企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）を公表するとともに、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針のうち回収可能性適用指針に含まれないものについて、ASBJに移管すべく審議を行っている。このうち税効果会計に適用する税率の取扱いについて、実務上の課題があるため、他に先行して関連する適用指針を開発することとし、審議を重ねてきた。

今般、平成28年3月9日開催の第331回企業会計基準委員会において、標記の「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」（以下「本適用指針」という。）の公表が承認されたことを受け、平成28年3月14日に本適用指針が公表された。

〈本適用指針の概要〉

■ 目的（本適用指針第1項）

本適用指針は、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率について、企業会計審議会が平成10年10月に公表した「税効果会計に係る会計基準」を適用する際の指針を定めるものであるとされている。

■ 税効果会計に適用する税率（本適用指針第4項から第9項）

→法人税、地方法人税及び地方法人特別税に関する税率

本適用指針では、法人税、地方法人税及び地方法人特別税について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、決算日において国会で成立している税法（法人税、地方法人税及び地方法人特別税の税率が規定されているもの（以下「法人税法等」という。））に規定されている税率によることとされている。なお、決算日において国会で成立している法人税法等とは、決算日以前に成立した法人税法等を改正するための法律を反映した後の法人税法等をいうこととされている。

→住民税（法人税割）及び事業税（所得割）に関する税率

本適用指針では、住民税（法人税割）及び事業税（所得割）（以下合わせて「住民税等」という。）について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、決算日において国会で成立している税法（住民税等の税率が規定されているもの（以下「地方税法等」という。））

に基づく税率によることとされている。なお、決算日において国会で成立している地方税法等とは、決算日以前に成立した地方税法等を改正するための法律を反映した後の地方税法等をいうこととされている。

また、決算日において国会で成立している地方税法等に基づく税率とは、次の税率をいうこととされている。

(1) 当事業年度において地方税法等を改正するための法律が成立していない場合
(地方税法等を改正するための法案が国会に提出されていない場合を含む。)

決算日において国会で成立している地方税法等を受けた条例に規定されている税率（標準税率又は超過課税による税率）
(2) 当事業年度において地方税法等を改正するための法律が成立している場合

1. 改正された地方税法等（以下「改正地方税法等」という。）を受けて改正された条例（以下「改正条例」という。）が決算日以前に各地方公共団体の議会等で成立している場合
決算日において成立している条例に規定されている税率（標準税率又は超過課税による税率）

なお、決算日において成立している条例とは、決算日以前に成立した条例を改正するための条例を反映した後の条例をいうこととされている。

2. 改正地方税法等を受けた改正条例が決算日以前に各地方公共団体の議会等で成立していない場合

ア 決算日において成立している条例に標準税率で課税することが規定されているとき

改正地方税法等に規定されている標準税率

イ 決算日において成立している条例に超過課税による税率で課税することが規定されているとき

改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える差分を考慮する税率

■ 開示（本適用指針第10項）

本適用指針第4項から第9項による税率を用いて決算を行い、かつ、決算日後に当該税率の変更を伴う法律が成立した場合、税効果会計基準 第四4に従って、その内容及び影響を注記することとされている。

■ 適用時期（本適用指針第11項）

本適用指針は、平成28年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することとされている。

詳細については、ASBJのウェブページ（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/zeikouka2015_2/）を参照いただきたい。

以 上

デロイト トーマツ 企業リスク研究所 季刊『企業リスク』のご案内

<http://www.deloitte.com/jp/book/er>

デロイト トーマツ 企業リスク研究所では、企業を取り巻くさまざまなビジネスリスクへ適切に対処するための研究活動を行っています。季刊誌「企業リスク」は、その研究成果や、各種リスクに関する実務経験を備えた専門家（研究所所属）の知見をお届けする専門誌です。最新号の試読も承っておりますので、是非この機会にお試しください。（お一人様一回限り）

〈最新号 第51号（2016年4月号）掲載内容〉

● **特集** セーフティ&クオリティアナリティクスから見えてくる、新たなリスク

不祥事によるレピュテーション/ブランド毀損リスクとアナリティクスの活用

プロアクティブ検出法 ―アナリティクスで企業の品質管理を刷新

アナリティクスを活用した、ソーシャルメディア時代のブランドマネジメント論

博報堂DYメディアパートナーズ コミュニケーションデザインプロデューサー 森永 真弓氏インタビュー

SNS時代のリスクマネジメントにおいて、効果を発揮するアナリティクスが持つ特徴とは

社会環境の変化に取り残されず、リスク対策を行うための4つの要諦

● **研究室**

企業のリスクマネジメント調査 2015年調査結果 解説

2015年12月度COP21概説 温暖化リスクの観点から

● **連載**

グローバルビジネスリスク最前線：各国の経済構造・インフラ問題・格差問題を中心とした経済問題

保険ERM基礎講座 保険ERMと不易流行

お問合せ先 デロイト トーマツ企業リスク研究所 Tel:03-6213-1113 E-mail:risk-magazine@tohmatu.co.jp